

平成29年3月31日現在

社会福祉法人のびのび福祉会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	2,172
普通預金	(本部)二本松信用金庫金色支店	-	運転資金として	-	-	489,672
	(のびのび保育園拠点区分)二本松信用金庫金色支店	-	運転資金として	-	-	19,379,053
	(のびのび保育園拠点区分)二本松信用金庫金色支店	-	社会保険料専用口座	-	-	43,504
定期預金	(のびのび保育園拠点区分)二本松信用金庫金色支店	-	開設当初運転資金として受入	-	-	1,855,000
			小計			21,769,401
事業未収金	二本松市より補助金(延長保育事業他等)	-	委託費他	-	-	2,407,220
未収金	-	-	運用収入他	-	-	-
未収補助金	-	-	市補助金	-	-	-
前払金	-	-	保険料	-	-	-
			流動資産合計			24,176,621
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(のびのび保育園拠点) 福島県二本松市金色417番地4 所在 一筆 111㎡	昭和59.12.25	第2種社会福祉事業である、保育施設に使用している	4,218,000	-	4,218,000
			小計			4,218,000
建物	(のびのび保育園拠点) 福島県二本松市金色417番地2 園舎	昭和60.4.1	第2種社会福祉事業である、保育施設に使用している	35,090,000	29,779,027	5,310,973
	園舎(増築分)	平成3.7.10		1,305,912	1,305,911	1
	園舎(増築分)	平成7.5.22		10,351,124	9,295,984	1,055,140
	園舎(増築分)	平成23.3.1		25,814,505	7,180,345	18,634,160
	定期預金					1,000,000
			小計			26,000,274
			基本財産合計			30,218,274
(2) その他の固定資産						
土地		-		-	-	
			小計			0
建物	(のびのび保育園拠点) 福島県二本松市金色417番地2 物置	平成7.5.22	保育物品物入れとして使用している	2,136,220	2,136,219	1
			小計			1
構築物	遊具等		保育活動に使用している	2,755,000	1,019,088	1,735,912
車輛運搬具						0
器具及び備品	ピアノ他		保育活動に使用している	6,685,599	5,457,438	1,228,161
人件費積立資産	定期預金二本松信用金庫金色支店		将来における人件費のために積み立てている定期預金	-	-	15,000,000
修繕費積立資産	定期預金二本松信用金庫金色支店		将来における修繕費のために積み立てている定期預金	-	-	8,000,000
備品等購入積立資産	定期預金二本松信用金庫金色支店		将来における備品等購入のために積み立てている定期預金	-	-	4,000,000
保育所施設・設備整備積立資産	定期預金二本松信用金庫金色支店		将来における施設、設備整備等のために積み立てている定期預金	-	-	9,000,000
退職給付引当資産	福島県社会福祉協議会退職共済		将来の退職費用	-	-	10,116,364
			その他の固定資産合計			49,080,438
			固定資産合計			79,298,712
			資産合計			103,475,333
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分給食材料費等	-		-	-	537,134
その他の未払金	事務費分	-		-	-	0
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	-		-	-	0
未払費用	社会保険料事業主負担分	-		-	-	0
職員預り金	社会保険料他	-		-	-	82,104
			流動負債合計			619,238
2 固定負債						
退職給付引当金	福島県社会福祉協議会退職共済	-		-	-	10,116,364
			固定負債合計			10,116,364
			負債合計			10,735,602
			差引純資産			92,739,731

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。

- ・科目を分けて使用した場合には、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。